令和６年３月１日

市内中学校体育施設における学校教育終了後の開放について

１．目的

犬山市内における部活動の地域移行への取り組みの一つとして、各中学校の体育施設で学校教育終了後の生徒が、地域の指導者などによる指導の元で活動を行うことを可能にするもの。

２．開放施設及び開放日時

学校名	開放月	曜日	開放時間	開放施設
市内中学校４校（犬山、城東、南部、東部）	４月～９月	月曜日～金曜日	学校教育終了後～午後７時まで	体育館のみ（全面・半面）
	１０月～翌年３月		学校教育終了後～午後６時３０分まで	

３．開放対象

以下の条件を全て満たした団体

○市内中学校の生徒が主体となっており、１０人以上の団体であること。

※原則、生徒が在籍する学校で、週２日までの活動とします。

○責任者及び管理指導員として、それぞれ成年の者を選任していること。※同一人物不可

○活動する者の全員が傷害保険に加入していること。

４．利用までの流れ

①以下の書類を文化スポーツ課（新：スポーツ交流課）へ提出

提出書類：Ⓐ学校体育施設利用団体登録申請書

Ⓑ学校体育施設利用団体登録者名簿（※活動する全ての方の名前を記載）

Ⓒ傷害保険に加入していることが分かる書類（※活動する全ての方が加入。下記の「②登録確定」した後の提出も可。）

【提 出 先】窓　口－文化スポーツ課（市役所３階）

郵　送－〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36

E-mail－070300@city.inuyama.lg.jp　　F A X－0568-44-0372

②登録確定、登録証の発行

３月１５日(金)までの提出:利用日時に重複があった場合には調整のうえで登録確定とし、登録証を発行します。

３月１６日(土)以降の提出：先着順で登録確定とし、登録証を発行します。なお、前述の調整が完了してから手続きを行います。

※登録証の有効期限は発行した年度末までです。また、活動時には携帯して下さい。

③利用日の決定

活動をする学校に「学校体育施設利用計画書」を提出してください。なお、受付時期は次のとおりとします。提出に基づき、各学校から開放可能な日程の許可が出ます。

【利用月】		【受付期間】
令和６年　４月～　６月	⇒	利用希望日初日の１０日前まで
令和６年　７月～　９月	⇒	令和６年　６月１日～２０日
令和６年１０月～１２月	⇒	令和６年　９月１日～２０日
令和７年　１月～　３月	⇒	令和６年１２月１日～２０日

裏面へつづく

※利用日の前月の初日から利用日の５日前までは、登録内容以外であっても空いている曜日(祝日含む)・時間の利用申請を行うことができます。ただし、既に登録をしている団体との調整が必要になります。

５．使用料

照明設備を使用しない場合は無料です。

照明設備を使用する場合は、「犬山市立学校照明設備使用許可申請書」を「学校体育施設利用計画書」と併せて利用する学校に提出し、学校で発行される納入通知書により、金融機関（郵便局は不可）、市役所１階銀行窓口又は市内各出張所で納付期限までにお支払い下さい。

【照明設備使用料】３００円/時(３０分１５０円でも利用できます。)

※体育館半面分のみの照明設備を利用する場合は半額となります。

６．その他、利用上のお願いや留意点

○学校体育施設を適切にご利用いただくため、管理指導員の選任をお願いしています。各団体は責任者以外の方から管理指導員を選任し、利用する学校へ報告して下さい。なお、団体構成員以外からの選任も可能です。管理指導員の任務は以下のとおりです。特に「事故発生時の報告」は、責任をもって行って下さい。

・開放施設の鍵の管理
・開放施設の使用前後における異常の有無の確認
・利用許可書の確認
・「学校体育施設利用日誌」の管理
・ 開放施設の設備・備品等の管理
・利用者の安全管理・安全指導に関すること
・事故発生時の学校への報告

○活動時には、責任者（指導者、保護者など）となる人が、必ずその場に居てください。

○活動終了後の生徒の下校等については、各団体の責任のもとで行って下さい。

○傷害保険について、プラン等によっては加入された団体名以外での活動に保険金が支払われない場合があります。詳細については加入される保険会社にお問合せ下さい。

【事例】「○○クラブ」で登録し活動しているが、上部団体の「××連盟」でスポーツ安全　保険に加入していたために、保険金が支払われなかった。

○利用の可否の判断や取り消しは、各自で事前に学校へ連絡し、学校の指示に従ってください。

○トイレ等付随する施設以外の施設を利用する場合は、必ず学校の許可を得て下さい。

○利用時間は、準備や片付け・着替え等に要する時間も含まれています。許可を受けた時間以外の利用はしないでください。

○近隣住民への迷惑とならないよう、学校敷地外への駐車は禁止とします。また、利用後は速やかに敷地から出ていただき、騒音には十分配慮してください。

○学校施設の利用は可能ですが、原則、備品は利用団体で用意してください。一部の競技は、備品が学校に保管してあります。借用の可否については、直接学校に確認してください。使用の際は大切に使用してください。

○施設及び借用備品が破損した場合、必ず翌日までに学校へ報告してください。故意又は不注意によって破損した場合、利用した団体の責任で修繕していただきます。

○施設及び備品は、利用前の状態に戻し、返却してください。

○ゴミは各自で必ず持ち帰り、学校敷地内に捨てないでください。

○学校敷地内は禁煙です。敷地外でも、喫煙マナーを守ってください。(ポイ捨て厳禁)

○登録証及び納入通知書の領収書は大切に保管してください。

犬山市文化スポーツ課（Tel:0568-44-0353）